○中部地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　　中部地方整備局長　富田　英治

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
　号　浜松市南区田尻町字浜新田七八二番一から同市西区篠原町字八幡前二一二九三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○中部地方整備局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中部地方整備局告示第十九号豊田都市計画道路事業
三・三・三号蒲郡岐阜線
三　事業施行期間　自平成十六年二月二十日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

九　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
　号　福知山市字堀小字法川一八七六番三から同市字天田小字奥谷三九五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所
　〃　福知山市三和町菟原中小字月ノ庄一三〇番三から同市三和町菟原中小字岼ヶ鼻三八七番まで
　〃

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡字獅々頭一二三一番二から同町大字鏡字獅々頭一二七五番まで	前	一三・七三～七一・〇三メートル	〇〇・一一〇キロメートル
	後	一五・三八～七二・六六メートル	〇〇・一一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
八　号　滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡字獅々頭一二三一番二から同町大字鏡字獅々頭一二七五番まで　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
奈良市三条大路一丁目五八三番一から同市四条大路一丁目八一四番三まで	前	四六・〇〇～四七・三八メートル	〇〇・〇五四キロメートル
	後	四六・〇〇～四七・三八メートル	〇〇・〇五四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百七十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高槻市中川町三六四番六〇から同市中川町七〇七番一六まで	前	一八・〇〇～二七・〇〇メートル	〇〇・一一〇キロメートル
	後	一八・〇〇～二七・〇〇メートル	〇〇・一一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百七十一号　高槻市中川町三六四番六〇から同市中川町七〇七番一六まで　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日